

議案第31号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月23日 提出

日出町長 本田 博文

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和32年日出町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第4条第1項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第23条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平

成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)が、住所又は居所を離れて本町の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 災害派遣手当の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の1項を加える。

(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における給料の特例)

13 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における給料支給額は、第5条、第7条及び第7条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする(手当の額及び勤務時間1時間当たりの給与額(第16条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。)の算定の基礎となる場合を除く。)。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	1級及び2級	100分の0.2
	3級	100分の0.5
	4級以上	100分の2.5

別表に次の表を加える。

別表3 災害派遣手当定額表(第23条の2関係)

施設の利用区分 滞在期間	公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超えて60日以内の期間	3,970円	5,870円

60日を超える期間	3,970円	5,140円
-----------	--------	--------

## 備考

- 1 滞在期間は、派遣職員が本町の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。
- 2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和56年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第14条の2を第14条の2の2とし、第14条の次に次の1条を加える。  
（災害派遣手当）

第14条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本町の区域に滞在することを要する場合に支給する。

第14条の3第1項中「及び第14条」を「、第14条及び第14条の2」に、「第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を「（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年日出

町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「特定任期付職員業績手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第15条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本町の区域に滞在することを要する場合に支給する。

第23条第3項中「第15条」を「第15条から第15条の3まで」に、「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を「会計年度任用職員」に改める。

（日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の見出し及び同条第3項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

（日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第5条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和32年日出町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例附則に1項を加える改正規定、第2条中技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の3第1項及び第3項の改正規定、第3条中日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条第3項の改正規定並びに第4条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

#### 理　　由

職員の給料月額の減額率を改めて期間を延長し、及び特別職の給料月額を減額する期間を延長し、並びに災害派遣手当について定めたいので提出する。